

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

瑞穂市長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等に基づき、届出の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格に係る届出等に関する事務 ②給付に係る届出等に関する事務 ③保険料に係る届出等に関する事務 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報の提供などの進達事務
③システムの名称	【現行】 ・国民年金システム/・福祉年金システム/・年金生活者支援給付金システム/・外字管理システム/・宛名管理システム 【標準化】 ・国民年金システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・福祉年金システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・年金生活者支援給付金システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・外字管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル、福祉年金システムファイル、年金生活者支援給付金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 医療保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 市民部 医療保険課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4159
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・入力作業においては、必ず複数人で確認を行い、入力ミスがないようにする。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないような申請書様式となっており、必要のない情報提出については返却している。このため、目的外の入手が行われるリスクの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	評価実施機関名	岐阜県瑞穂市長	瑞穂市長	事後	
平成31年3月13日	I 1. ③システムの名称	・国民年金システム/・外字管理システム/・宛名管理システム/・中間サーバー	・国民年金システム/・福祉年金システム/・外字管理システム/・宛名管理システム	事後	
平成31年3月13日	I 2. 特定個人情報ファイル名	国民年金被保険者台帳	国民年金システム	事後	
平成31年3月13日	I 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成31年3月13日	I 4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第248の項、50の項	(削除)	事後	
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	医療保険課長 広瀬 照泰	課長	事後	
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年7月19日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年7月19日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	IVリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成31年1月18日 時点	令和2年2月27日 時点	事後	
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成31年1月18日 時点	令和2年2月27日 時点	事後	
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和2年2月27日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和2年2月27日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年3月9日	II 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年3月9日	II 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和5年2月1日	II 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年2月1日	II 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年2月1日	I 1. ③システムの名称	・国民年金システム/・福祉年金システム/・外字管理システム/・宛名管理システム	・国民年金システム/・福祉年金システム/・年金生活者支援給付金システム/・外字管理システム/・宛名管理システム	事後	
令和6年2月1日	II 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年2月1日	II 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年2月1日	IV 8. 監査	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和6年12月10日	I 1. ③システムの名称	・国民年金システム/・福祉年金システム/・年金生活者支援給付金システム/・外字管理システム/・宛名管理システム	【現行】 ・国民年金システム/・福祉年金システム/・年金生活者支援給付金システム/・外字管理システム/・宛名管理システム 【標準化】 ・国民年金システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・福祉年金システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・年金生活者支援給付金システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・外字管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事後	
令和6年12月10日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1 第31項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第46項	事後	
令和6年12月10日	II 1. 対象人数	令和6年1月31日 時点	令和6年12月10日 時点	事後	
令和6年12月10日	II 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和6年12月10日 時点	事後	
令和8年2月27日	I 2. 特定個人情報ファイル名	国民年金システムファイル、福祉年金システムファイル、年金生活者支援給付金システムファイル	国民年金システム	事後	
令和8年2月27日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第46項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第46の項	事後	
令和8年2月27日	II 1. 対象人数	令和6年12月10日 時点	令和8年2月27日 時点	事後	
令和8年2月27日	II 2. 取扱者数	令和6年12月10日 時点	令和8年2月27日 時点	事後	